

平成 29 年

第 18 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 18 回 (定例) 臨時委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 12 月 25 日 午前・(後) 3 時 30 分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4 階 大会議室
閉会日時	平成 29 年 12 月 25 日 午前・(後) 5 時 27 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			仲川 正道
1 番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2 番委員 仲川 正道			
3 番委員 中村 友子			
4 番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜 社会教育課 課長 越前 範行 ジオパーク推進室長 斎藤 辰弥 佐渡学センター 文化学芸係長 本間 克彦		世界遺産推進課 文化財室長 野口 敏樹 子ども若者課 園児支援係 係長 藤井 隆博 園児支援係 主事 大場 千穂	
傍聴人	有 (無)	有の場合、別紙のとおり	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 59 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について 議案第 60 号 佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 61 号 佐渡市文化財の指定について 議案第 62 号 佐渡市名勝保存管理計画策定会議開催要綱を廃止する告示の制定について 議案第 63 号 佐渡市伝統芸能継承活動支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について 議案第 64 号 佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について 報告事項 1 ジオパーク再認定審査の結果について 2 学校の諸問題について 3 平成 29 年 12 月市議会定例会 議案の否決について(4 条例、補正予算) <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 29 年第 18 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 2、議案第 59 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 議案第 59 号については、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第 59 号を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】 ・ 【議案第 59 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は、原案どおり承認された。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第 3、議案第 60 号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示です。 ・ まず、改正の趣旨ですが、小学校就学予定者の保護者に対しまして、新入学学用品費を小学校入学前に支給するための改正です。昨年 11 月に中学校の入学準備金等々の改正をこの教育委員会でお願ひをした経過がありますが、その際は小学校から中学校に入学する際の規定をいたしました。 ・ 就学援助についてですが、援助項目は学用品費、当該新入学児童の学用品費、また修学旅行費、給食費、PTA 会費があります。支給は、8 月、12 月、3 月の年 3 回です。第 1 回目の支給が 8 月となりますのは、就学援助の認定基準そのものが前年度の所得を基準としますと、その所得の時期が確定するのが例年 6 月になります。それ以降の審査となるためにこれまでどうしても新入学の小学校及び中学校への入学はできないということでありました。昨年 11 月についてはこれをいわゆる前倒しして 3 月に中学校入学の予定者、小学校の 6 年生の保護者に支給しておりましたが、これは法律との絡みがなかったため、その改正ができました。それはなぜかと申しますと、就学援助そのものは学校教育法上では学齢児童生徒の保護者に対して支給できる規定になっております。学齢児童生徒とは、学校教育法の規定では、義務教育の対象年齢に当たる児童生徒ということですが、いまして、小学校入学前の児童は学齢児童には該当しません。そこで、佐渡市及び他の自治体も含めまして、小学校入学前の支給にはこの課題があったということで、導入には躊躇しておりました。それが今年 3 月 31

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<p>日付ですが、文部科学省ではその背景を鑑みまして、いわゆる就学援助の対象者について、就学予定者の保護者を追加しました。就学予定者というのは、まさしく小学校入学前の児童のことです。文科省のこの改正を踏まえ、佐渡市を含め各自治体の小学校の入学についてこの改正をし、今年の3月になりますが、前倒し支給をしたいという意向です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、新旧対照表の方でご説明いたします。まず、第1条の改正ですが、そもそもの目的が書いてあります。先ほど説明しましたとおり、これまでは、旧の方ですが、児童又は生徒の保護者という規定を、今回は若しくは生徒又は就学予定者の保護者と、これを加えました。それで、学齢児童以外も対象になるという規定です。 ・ 第2条につきましては、就学援助の対象者ですが、これも第1条と全く同じ内容の改正です。就学予定者の保護者を加えたものです。 ・ 第4条は、援助の費目と支給額等を規定している条ですが、ここに新たに第10号としまして、市内小学校入学学用品費という文言を加えました。前回、昨年11月ですか、中学校進学と規定をさせていただいた際に、旧の規定、10号を見ていただきたいのですが、市内中学校進学学用品という言葉で一旦議決いただきましたけども、今回小学校の入学ということが入りました。それで、その文言を精査したところ、やっぱり進学というのはあくまでも義務教育等から上の学校、高校から大学へ行く等が進学と表記が正しいという見解をいたしまして、今回は進学という言葉を外し、小学校及び中学校につきましても入学という言葉にしたいということです。 ・ 第4条のただし書ですが、これは当然就学予定者の保護者に対する支給の内容については市内の入学学用品費に限ると、これは当然の改正です。あえてここで規定したものです。 ・ 最後、第5条ですが、援助の申請については最終的には教育委員会へ提出せよという規定ですが、今回校長を通してという文言を削除させていただきました。今回の主な改正の目的が、小学校の前倒し支給ですので、小学校の前倒し支給の申請については校長を通すことはできませんので、この際この校長を通してという言葉がなくても特に問題ないということで削除させていただきました。 ・ なお、今後の予定ですが、今回、補正予算が否決されました。12月議会にこの予算を計上していましたが、12月28日に再度臨時会を開く予定ですので、その議決を踏まえまして、来年になりましたら小学校に入学する全ての予定者の保護者に通知をします。そこから援助の申請をしたい人は教育委員会に提出又は郵送していただいて手続に入ります。遅くとも3月の後半には前倒し支給したいという計画であります。 ・ では、質問、意見等ありましたらお願いします。 ・ この改正については、全く異論はありません。ぜひとも進めていただきたい。これが実施されるとなった場合、大体何名ぐらい予想されるのか、それから、中学校3年生まであわせてどのくらいの規模でやっていくこと
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<p>になったか教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例年就学援助の認定率そのものは大体 20%ぐらいあるので、毎年 370、80、400 弱は確実に入ってくるので、その 2 割ですので、大体 70 から 80 人ぐらいの人数を今のところ予定しております。中学校も同様でありまして、来年進学する中学生の数はわかりませんが、このおおむね 2 割程度はこれに該当することになると思います。 ・ 補足ですが、今回の国の改正がいわゆる前倒し支給できる改正が認められまして、新入学の学用品の単価の改定も行いましたので、例えば小学校ですと約 2 万円が 4 万円ぐらいに増えております。中学校も 2 万 3,000 円が 4 万 7,000 円ぐらいになり、その改正を踏まえて今回補正の要求をしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にありますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 60 号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 4、議案第 61 号「佐渡市文化財の指定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産推進課文化財室長の野口です。よろしくお願いたします。 ・ 私の方から、議案第 61 号といたしまして、佐渡市の文化財指定について提案いたします。本件につきましては、去る 11 月 27 日の文化財保護審議会に指定の諮問をしまして、資料の 9 ページのところに答申があります。同日、文化財指定が適当であるということで文化財保護審議会から教育委員会に対し答申をいただきました。なお、本件につきましては、昨年度の調査終了後からこの文化財保護審議会ですべて予備審査を行ってきまして、今回答申にこぎつけたところです。大願寺の山門といたしまして、四日町にある時宗のお寺です。 ・ 13 ページをご覧ください。指定理由書です。こちらは、時宗という鎌倉時代の一遍上人が開いた宗派のお寺で、佐渡に 2 つしかありません。この四日町の大願寺、それから宿根木の称光寺、2 つだけの宗派です。ここが府中橋本の道場ということで、かつては国府川、高野川がこの大願寺の周辺を流れていたということが記録からわかっております。また、3 月の彼岸市には大願寺市ということで、農具や野菜をはじめとするさまざまな商品を守るための最大規模の市がここに立っていたところになります。この建造物としての大願寺山門ですが、天明 2 年、1782 年に建立され

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<p>たということが調査からわかっておりまして、この時期の市の建造物としての薬医門としては非常に価値が高いものと文化財保護審議会で評価をいただいたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この指定ですが、12 ページのところには図面を掲載しております。まず、指定の本体といたしましては、山門本体と、それから横に出ております袖塀の部分が本体の指定です。なお、景観上、この山門と一体をなしている石垣がこの山門の両側に延びております。これを附（ついたり）ということで、本体に付随する文化財として新たに指定をしようとするものです。 ・ 以上、簡単ですが、大願寺山門の文化財指定について提案をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。 ・ 細かいことで申し訳ないけど、3つほどお願ひします。 ・ 1つ目がダイガンジと言いましたが、これは正式にはタイガンジではないか、それが1つ目。 ・ 2つ目が指定理由書 13 ページの真ん中から下のあたりに造詣という言葉が使われています。「茅葺の曲線とあいまって美しい造詣を見せている」と。この造詣という漢字の使い方はこれでいいのか。美しいゾウケイという場合には、造形美という意味なのだと思ひますが、そのときには形のケイを使うんじゃないか。大事な指定理由書ですので、ここは確認をしていただきたい。 ・ もう一つ。これは、専門的なことなのだと思いますが、薬医門形式について、佐渡市内においてはこの形式をもつ山門は少ないと書いてありますけれども、他にはどこにあるのか教えていただければありがたいです。 ・ それでは、最後にいただいたご質問からお答えをさせていただきます。この薬医門形式をもつ山門ですが、その他と申しますと、新穂になります。北方にある立蓮寺というお寺があります。ここの薬医門があります。それから、両津の下久知に久知八幡宮の隣にあります。正覚寺というお寺があります。こちらも薬医門形式の山門です。薬医門形式としてはこの2つが挙げられています。 ・ それと、そもそもこの寺の呼び名ですが、我々の方ではダイガンジと呼んでおりまして……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 ページはダ、11 ページはタになっていますよね。 ・ ルビの振り方にばらつきがあり、失礼いたしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しいのはどちらかしかないはずなので、確認してください。 ・ じゃ、文化財室長、これは確認ということでお願ひします。 ・ はい、確認をさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 野口文化財 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造詣美という場合には…… ・ 造詣美というのは、形です。申し訳ありませんでした。

<p>室長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にありますか。 ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ ありがとうございます。異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 61 号「佐渡市文化財の指定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 5、議案第 62 号「佐渡市名勝保存管理計画策定会議開催要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>野口文化財室長</p>	<p>国指定の文化財、名勝あるいは天然記念物として佐渡の外海府の海岸、それから小木海岸、これが国の名勝あるいは天然記念物に指定をされておりまして、これを保存管理するための計画が昭和 59 年につくられておりました。以来 30 年たっておりまして、今佐渡市になっておりますので、海府海岸と小木海岸の保存管理のあり方、今度は活用の部分も含めまして、30 年ぶりにこの計画を見直しました。その際に広く有識者から意見をいただくために開催したのが本会議になります。これにつきましては、国庫補助事業で平成 26 年、27 年度、この 2 カ年で見直し、保存活用計画の策定を行いまして、27 年度末でこの計画ができ上がっております。本要綱については目的を達成しているということで、1 年遅れましたが、廃止するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の件につきまして質問、ご意見ありましたらお願いします。いかがですか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 62 号「佐渡市名勝保存管理計画策定会議開催要綱を廃止する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。
<p>野口文化財室長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどお寺の呼び名、ダイガンジかタイガンジかどちらが正しいのかということですが、ダイガンジが正しい方です。 ・ ダ、濁る。 ・ はい。改めて訂正させていただきます。失礼しました。
<p>渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイガンジ、ダ、濁るが正しいということで訂正をお願いします。 ・ 11 ページの方に点々をつけてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に移ります。日程第6、議案第63号「佐渡市伝統芸能継承活動支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第63号です。「佐渡市伝統芸能継承活動支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」ということで、16、17ページにありますので、お願ひしたいと思ひます。17ページの方に佐渡市伝統芸能継承活動支援事業補助金交付要綱がありますが、そちらお手元に両面ワンペーパーがあると思ひます。ご覽いただきたく思ひます。こちらは平成23年1月20日に教育委員会告示第2号ということで制定したもので、この交付要綱を廃止したいというものです。 ・ この告示は、公表の日から施行します。 ・ 詳細は、担当の本間係長から説明いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市教育委員会社会教育課の佐渡学センター、本間と申します。よろしくお願ひします。 ・ この補助金の関係は、緊急経済対策に関わる事業で、指定文化財の能舞台の修理や指定文化財の伝統芸能の継承活動に係る経費と能団体が購入する衣装等の経費の一部を助成するために必要な部分を補助金として交付するものです。 ・ この要綱につきましては、平成23年度経済対策事業の対応の特設要綱でありまして、既に事業目的が終了しているため、廃止をいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に何か質問、ご意見ありましたらお願ひします。 ・ 私が間違っていたら訂正してください。たしかこの佐渡市伝統芸能継承活動の支援事業については、高校生の部活動である羽茂高等学校郷土芸能部の活動についてここから支援がなされていたかと思ひますが、目的を果たしたという言い方になると……
<ul style="list-style-type: none"> ・本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは別の補助金になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どういう補助金になるのでしょうか。その違いを教えてください。 ・ 今回廃止する補助金関係は、経済対策特別要綱という形で目的が終了しています。羽茂高校等への補助金は、今後また続けていく形になると思ひます。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これとは別の補助金要綱がありまして、そちらの方を適用しておりますので、これはあくまでも経済対策で行った部分での交付要綱ということですので。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名前は覚えていますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市伝統文化等保存支援補助金交付要綱です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 本間文化学芸係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これは何年に制定されたんですか。 ・ 平成 26 年 7 月 1 日です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 野口文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その前にもまた別のものがあったということですね。 ・ 本事業は、文化財室が教育委員会にあった当時、一緒にやっていたものですから、補足説明をさせていただきます。 ・ それで、大きく分けると能舞台の保存事業、こちらが文化財室が行っていた事業です。もう一つ、佐渡学センターで行っていたものが能楽団体に対する能衣装の整備に対する補助ということで目的が決まっていたわけですが、この経済対策の補助事業が 1 年繰り越して 24 年に終わったんですが、既に目的を終えているということで今回廃止をお願いするものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。仲川委員、よろしいですか。 ・ 結構です。 ・ 他に質疑ありますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号「佐渡市伝統芸能継承活動支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ では、日程第 7、議案第 64 号「佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども若者課園児支援係、係長の藤井と申します。 ・ この要綱の制定については、現在、あいかわ幼稚園、さわた幼稚園、通常の教育時間は朝の 8 時半から午後 3 時半までとなっております。保護者の方からぜひ保育園の延長保育をやってほしいという要望が強くありまして、平成 30 年 1 月から午後の 3 時半から 4 時半までの 1 時間、預かり保育を実施するという内容の要綱の制定になります。 ・ この要綱については、平成 30 年 4 月からの施行を考えていましたが、この後の予定として、まず朝の 7 時半から 8 時半までを来年 4 月から実施したいと考えております。その前段階ということで、来年 1 月からについては、まず午後の 3 時半から 4 時半まで、現在の園児を預る「預かり保育」をしたいと考えております。本格的に朝の部分を実行するのは 4 月からということにしたいと考えております。予算に関しても、1 月から 3 月までについては追加の予算等も必要ありませんので、現在の人員で何とか対応

	<p>できるということを現場の方からも聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の19ページです。対象施設は、あいかわ幼稚園とさわた幼稚園で、対象園児については保護者の方の条件があります。就労によるとき、病人等の介護を必要とするとき、傷病のとき、災害、事故等によるときということで、条件付きで預かり保育をしたいと考えております。 それから、20ページの第7条になりますが、時間については午後3時半から4時半までで、利用料金については無料としております。これについては、利用条件、対象園児の保護者の就労等による利用条件がありますので、子育て支援という観点から無料ということにしたいと考えております。 施行日については、1月1日からということをお願いしたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ただ今の件につきまして質問、ご意見ありましたらお願いします。 基本的なことをお伺いします。これは、幼稚園の件ですが、保育園とのバランスを聞きたい。保育園の延長保育は何時から何時まで、そして利用料金はどうなっているか。
<ul style="list-style-type: none"> 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園については、短時間と標準時間という2パターンがあります。短時間については、朝の8時から午後4時までが保育時間になります。朝の7時半から8時までが延長保育になりますし、4時以降が延長保育になります。短時間ですが、その時間で30分につき50円かかります。もう一つの標準時間については、朝の7時半から夕方6時半まで、これが通常の保育時間になります。6時半以降に延長保育、7時までありますので、その30分利用すると50円かかることになっています。今回利用料金を無料にするということは、保育園についても就労等の条件によって標準時間で無料にしておりますので、今回もそれに沿った形で幼稚園についても預かり保育の方は無料にさせていただきたいということで対応させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> この時間は、標準時間だから…… そういう流れです。
<ul style="list-style-type: none"> 中村委員 	<ul style="list-style-type: none"> 教えてください。利用手続のところに保育利用申請書を提出するようになっていますが、この場合、例えば就労による場合は、勤め先、勤務先から就労証明書をきちんと提出してもらっての利用になるのかということと、あと今までと違って3時半から4時半までの利用時間が増えることによって、幼稚園教諭が今までよりも子どもと関わる時間が増えることによって、今まで事務処理とか次の日の準備とかをしていた時間が削られるようになって負担自体が減らない、そのことによって働く人たちの就業時間、例えば残業してしまうとかということが起こり得ないのかということとを教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> まず、1点目の就労の証明についてですが、確認しましたが、今のところ就労証明を出していただくという予定はありません。ただ、疑わしいと

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 佐藤委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 佐藤委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 	<p>言う問題があるかもしれないのですが、怪しいなという状況が想定される場合であれば、園長の方から保護者の方に、本当に就労しているのかどうかを確認していただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それから、職員の負担、3時半から4時半になったことによって負担になるかどうかについても、これも現場の先生方と何度か打ち合わせをして、現在の人数であれば、残業せずにやりくりできることを確認しております。ただ、新年度については7時半からも追加されますし、ある程度この条件があるということを知って入ってこられる方も多いため、新年度については予算要求で、人数を増やすように要求する予定です。 ・ 私は、保育園に預けていたんですけど、保育園に預けるのに、朝の延長、夜の延長、預ける、お願いするためにきちんと就労証明書、介護を必要とする人はそういう証明書をきちんと提出しているので、その辺はやっぱりきちんとしないと、そういうところを、本当にその時間まで就労しているのか。本当は3時半に迎えに来れるのに迎えに来ないお母さんとかは実際にいるので、そういう人たちをきちんと規則を守っている人たちが見るとやはり納得できないところもたくさんあると思うので、新しいことを導入するのであれば、その辺はしっかりとした手続を踏んで利用してもらうということが大事だと思います。 ・ 以上です。 ・ おっしゃる意見はごもっともですので、もう一度内部と検討して、就労証明等、なるべく保護者に負担をかけたくないというものはありますが、やはり他の保護者との統一性もありますので、その辺は内部でまた検討して、いい方向にもっていきたいと思いますので、よろしくお祈りします。 ・ 対象園児の申請の期間であります。傷病とかそういったものはある程度、何週間とか何カ月で、こういった特に就労、勤めによるものですともう1年丸々ということもあるわけですね。それはそれでもう4月から3月まで毎日1日ずつ、利用園と書いてありますが、利用月日を全部書いて出すんですね。何か上限とか、そういったものがあるのでしょうか。全然ないんですね。1カ月何日までとか。 ・ 今のところありません。 ・ 期間もね。 ・ はい、期間もありません。 ・ 他にありませんか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号「佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ それでは、日程第 8、報告事項に入ります。報告事項 1、ジオパーク再認定審査の結果についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 去る 12 月 22 日に第 32 回の日本ジオパーク委員会が開催されました。そのときに、第 31 回委員会で保留とした 1 地域の新規認定の可否及び 10 月、11 月に現地審査を行った 10 の地域の再認定について審議し、下記のとおり決定したというものです。新規につきましては、そちらに書いてあります「島根半島宍道湖中海ジオパーク」が認定されました。 再認定につきましては、10 の地域が審議され、佐渡ジオパークは条件付き再認定となりました。ちなみに、「下仁田ジオパーク」と、「茨城県北ジオパーク」につきましては、2 年前に条件付き再認定となり、下仁田につきましては今回再認定されましたが、茨城県北ジオパークは今回認定取消しとなりました。初めて認定取消しになったということです。 ・ それで、1 ページ開いていただきますと、3 ページの一番下のところに条件付き再認定、佐渡ジオパークということが出ていますかと思えます。読み上げます。佐渡ジオパークにつきましては、幅広い年齢層への活発な教育普及活動により、地域住民が自主的に見学路を整備したり、子どもたちが地域の価値を学ぶ機会が増加したこと、地元の食材を用いた新たな商品開発も始まっているなど、一定の評価をいただいたということになります。反面、世界遺産登録を目指した取組や世界農業遺産とジオパークをどのように関連づけて生かすかについての検討が不十分であること、テーマの設定とジオストーリーとの再構築、拠点施設の再整備及び観光動線の改善も不十分であること、保全のあり方についても課題があるというご指摘を受けました。以上のことから、今回再認定という決定がなされたということです。本来であればまた 4 年後に再認定を受けるということなのですが、再認定になりますと、2 年後に再認定の審査を受けるということになります。今ほど申した課題を解決するためにこれから取り組んでまいりたいと考えているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問、意見がありましたらお願いします。 ・ 3 年ほど前になるかと思うのですが、農業遺産で来られている方から、いわゆるああいう学識経験者といいますか、そういった方々はいろいろな指定箇所のところにかかわっておられて、特に農業遺産の場合、一緒に認定された石川県と比較して、認定された農業遺産と他の取組相互との情報交換しているようではありますが、佐渡の場合は単発の感じが非常に強い。農業遺産は農業遺産、世界遺産は世界遺産、そしてジオパークはジオパークとばらばらになっている感じがすると聞いておりました。どういうことなのだとしたら、石川県では常にそれぞれの担当箇所の課長さんといいますか、定期的集まっては、どうかかわっているだろうかということで、

	<p>観光も含めて、産業も含めて、情報交換をやっているのが非常に印象的だということをおっしゃっていました。佐渡の場合、世界遺産の課と、それから農業遺産の担当の課とジオパークの課と、何かそういった打ち合わせといたしますか、確認というのは、あるものかどうか。ジオパークなくして世界遺産を目指す金山もないわけであります。当然棚田等、こういった自然環境もないわけであります。ジオパークが本当にベースのベースというか、全てにかかわる部分であろうかと思うのですが、そういったことの確認の場のものというものはあるものなのでしょうか。</p>
<p>・ 越前社会教育課長</p>	<p>・ 今回意見の中にありました世界遺産の登録を目指した取組、それから世界農業遺産、ジオパークの取組も関連づけてというのができていないというところもありまして、そこを検討する必要があるということであります。それにつきましては、今佐渡ジオパーク推進協議会が立ち上がっておりますが、会長が市長であり、運営委員長が教育長です。この会には部会が4つあります。この部会には、先ほど言いました世界遺産担当の部長、課長、それから世界農業遺産の担当の課長とかも入っておりますので、それぞれ連携を図りながらやっているつもりではおりますが、今回意見のありましたテーマの設定とか、それからジオストーリーというところも含めて、これからより連携を強化していく必要があると思っております。これから部会をもう少し頻繁に開催する必要があると思っております。</p>
<p>・ 佐藤委員</p>	<p>・ 観光客もいろいろな観点でそれぞれのところへ訪れるわけですが、金山行って、なぜこの新潟県に、そしてこの佐渡島に金が出るのでしょうか、ということを知りましたら、ガイドされていた方がそれはわからないと言われたと聞いてびっくりしたということも聞いたことがあります。それはオールマイティーということはもちろん不可能なのですが、やはりその辺が、ジオパークのジオということでもやっぱり金山で説明が若干つくようになっていけばより一層、鉱山としての歴史という面に加えて、より一層厚みが出てくるのかなとこう思いました。</p>
<p>・ 仲川委員</p>	<p>・ アウトラインを今見っていますが、もう少し課長の把握している課題を教えてください。拠点施設の再整備に課題がある。これは、具体的にどういうことを指して言っているのか。それから、観光動線の課題というのは一体何なのか。それから、保全のあり方にも課題があると。これをどうとらえていますか。</p>
<p>・ 越前社会教育課長</p>	<p>・ まず、拠点施設の再整備ですが、日本ジオパークの申請時では、ジオパークの拠点場所は佐渡学センターになっております。現在、ジオパーク推進室は、我々と一緒に畑野の事務所にありますので、それについて今後どうするかということになると思います。それと合わせて佐渡博物館の展示方法として、拠点施設、そういうことをジオパークの展示するところをどのようにするのか、職員の配置も含めて拠点施設の再整備ということになります。</p> <p>・ それから、観光動線の改善とありますが、これはまさに先ほどありまし</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<p>たテーマの設定とかジオストーリーというところと絡んでいます。佐渡全島がジオパークになっていますので、佐渡ジオパークをどういうテーマ性をもって、そこでストーリーをもって組み立てていくか。その中には、もちろん観光動線、観光ルートをどう作っていくかという部分が出てきます。そうすると、ジオサイトの数をいくつにして、それをどう動かすかということになってきます。現在、全体的なテーマの設定はありますが、これが本当に合っているかというところから、今一度、佐渡のジオパークの観光動線を見直し、改善したらどうですかということでもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それから、保全のあり方ですが、佐渡は天然記念物及び名勝とか、それから自然公園とかになっているところや、風致保安林とか、いろいろな指定を受けているところがあります。それから指定受けていないところも当然ありますが、その保全のあり方をどうするのかと。まさに先ほど言いましたジオサイト、どういうサイトを選ぶかということも含めて、そこをどうやって保全していくのかと。もう既に文化財で保全されているところもあるので、文化財室が世界遺産推進課の方にありますが、そちらの方とまた連携をとりながら、どう保全活動をしていくかというところの課題というところだと思っております。佐渡は、文化財でかなり保護されていますが、そのところが余りにもいっぱいあり過ぎて、どのような形で保護保全していくかというところの課題が大きいということだと思います。余りにもエリアが広過ぎるというのがあると思います。 ・ 聞いても理解できにくいところがあったんですが、一番最初の拠点施設の再整備というのは、こちらにジオパーク関連の行政の人間がいて、展示施設は佐渡博物館である。そういうところまで見られるということなのか。 ・ そのとおりで、ジオパークの展示の仕方も出てくるかと思えます。今の常設展示の仕方がジオパークを中心にした展示の仕方にもう少しする必要があるかなということを含め、見学に来た人たちにしっかり解説できる体制づくりと、お客さんを案内する上での観光動線の改善というところもあるので一体的なワンストップサービスができるかだと思います。 ・ 本当に3つの資産を有機的に組み合わせ、それを組織的に動かすのであれば佐渡市の組織改正をしないと大変難しいという気がします。社会教育課にジオパークがあり、世界遺産課に世界遺産があり、農林水産課を中心としてジオアスがあり、それを総体として見る組織になっていない。みんなそれぞれに分かれているわけですね。答弁は結構です。 ・ なかなか課題は多いかなと思います。 ・ 他にありますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 報告事項2、学校の諸問題についてです。報告事項2につきましては、児童生徒の個人のことに関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<p>第7条の規定により秘密会としたいと思います。これに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 報告事項2を秘密会といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 越前社会教育課長 	<p style="text-align: center;">【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項3、12月議会に上程しました4つの条例案ですが、条例と補正予算が否決をされました。そのことについて社会教育課長から説明をお願いします。 ・ お手元に平成29年12月定例市議会議案（社会教育課）というのがあるかと思います。それをご覧いただきたいと思います。11月14日に行われました第16回の佐渡市教育委員会臨時会に上程してご承認いただきました社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定など5つの議案につきましては、去る12月19日に開催されました12月定例市議会本会議において、5つのうち4つの議案が否決となりました。先ほども言いました佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから下から2番目の佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、この黒ぼちの4つについては否決ということでありました。平スキー場条例の一部を改正する条例の制定については可決ということでありました。 ・ また、1枚めくっていただきまして、裏の方に12月定例市議会の請願及び陳情ということでありまして、請願が2つ、それから陳情が1つということですが、請願につきましては真野地区公民館についての請願、それから新穂地区体育館の存続についての請願と、こちらがどちらも採択ということですので、それから、両津文化会館の改修による存続についてというものにつきましては継続審査ということになりました。 ・ それから、12月20日に新聞に載りました、新潟日報の地域版、新潟日報の総合、それから朝日新聞の新潟版のコピーをご覧いただきたいと思います。 ・ 以上です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 大変お疲れ様でした。本当に見ていても他人事でない気持ちで見えておりますが、それを見ながら感じる場所があります。なぜ、この特に体育館関係について、平成20年を過ぎたころから競技場、それからサンテラ建設計画等に、そういった会議にも、設計のところには体育館関係、中学の体育連盟の関係で、または会場に近い学校ということで何回も出させていただいて、いろいろな方のご意見を聞いてきました。そういう中で、常に統合して、幾つかの体育館を解体といいますか、統合してサンテラをつくるのだということはもう平成20年の初めから盛んに言われていて、それを前提にもう体育館の設計に入ったと私は認識しているものです。なぜ今になっ

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 越前社会教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<p>て、地域感情を大事にする、地域の思いを大事にする、これは大事なことだと思いますが、なぜそこがもう少し早めにできていなかったのか。今までのことをとやかく言うつもりはないのですが、これからもまだまだこういったものが教育委員会として議案として上げなきゃいけないこともあるかと思うんですが、やはり7年たっても8年たってもこんな嘆願書が出るということが私は理解ができない。その地域の思いはよくわかるのですが、そういった点で、議員さんの言うことももちろんわかるのですが、今この場としてはそこはもう少し早めに具体的に打てた手だてというのはあったのではないかなと。地域に対する説明会も、予算も横に置きながら説明会が行われているのじゃないかななどと言われると何も返す言葉はない。本当になぜ平成20年、22年ごろ設計の案の段階からこうなるのですよということが前面に出せなかったのかなというか、そんな気がするのです。その辺、けっこうやっておられたんだと思うんですが、現在利用していた人たちがいろいろお願いをしてああいう意見を後押ししているのだと思うんです。そういった利用者の代表の人などにも目を向けて、早め、早めの手だてといたしますか、説明というか、そういったものがあつたらよかつたのかなという、この結果を見ながら残念に思っております。本当にお疲れさまですと言うしかないのですが、一つ一つ可決の方向へ向けていってほしいなど、こう思っています。</p> <p>・ 他にいかがですか。今後に向けての率直な意見等もいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・ 今回説明会がうまく市民にできなかったということでは非常に真摯に反省しております。解体の必要性とか、それから代替施設案とか一応出していたのですが、なかなか市民の皆様理解してもらえなかったというところがあつたかなと思っております。それについては、やっぱり市民への説明不足というところがあつたかなと反省しております。それからこちらの方の新聞にも載っておりますが、自民党の総務部会が合併特例債の発行期限の延長をする措置を盛り込んだ法案を、来年の通常国会に議員立法で提出する方針だというのが新聞に掲載されました。それがちょうど社会文教常任委員会で、議案説明をしている、ちょうどその日でありまして、その新聞記事について、これは決まったわけでもなく、それからどういう要件がつくかとかもわからない中で、我々からすると今まで通り進めたいと話もしたんですが、議員からするとこういうのが出ており、どういうんだということもあつて、そういうこと報道があつたということが今回の件に、多少というか、かなり影響があつたかなと思っております。市民への説明が不足していたというところがありましたので、これから丁寧に説明して、ご理解をしてもらおう形で進めていきたいと思っております。</p> <p>・ その他、事務局からはありますか。よろしいですか。</p> <p>・ 委員の皆様からいかがでしょうか。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ事務局にお聞きします。昨年度は、市の教育振興基本計画策定、10月から4月からですか、頑張ったわけでありませう。総合教育会議のことについては、仲川委員からいつになるのか、またどういふ内容かといふ話もあります。私は、皆関連していると思ふんですが、教育振興基本計画には31年度に向けての目標値が決定されていまして、28年度の数値をもとに実情を踏まえて目標値を定めた、また施策を定めたわけでありませうが、これの中間評価といふのは今年度あるのかないのか。もしあるとしたら、もう少しずつ動き出さないと年度末にはもう間に合わないで。何か来年になってから前年度のものをやるという格好になって、次のアクションといふいますか、改善につながらない気がするんですが、そのあたり進捗状況を把握する場がこの年明けにあるのかないのか、先を見通してお聞きしたいと思ふます。あつてほしいなといふ気持ちであります。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・吉田学校教育課長 ・佐藤委員 ・山田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これはどつちが答えればいいのですか。 ・ 28年度中の<u>決算措置</u>等については、またいわゆる評価の関係で今事務作業進めておりますけど、まだ提案できる状態ではないですけども。 ・ 2月でも3月でもいいですけど、すぐといふわけにはいかないのです。 ・ 昨年度策定している中で、その評価の取扱いについても私の方で説明を一応させていただいたと思ふんですけども、31年度末で評価するといふことが一応1つありますが、これをだからといつて毎年評価していくと、またそれはそれで非常に学校に負担をかけたりといふことで煩瑣になるので、短期の1年ごとの評価については、特に29年度の重点として掲げた部分については確実に数値を上げて評価をしていきますが、それ以外のものについては31年度までの評価といふことでお許しいただきたいといふことで話を進めたと記憶をしています。29年度の重点といふのはラミネートでこう張つてありますが、それについての評価の数値は、今後3学期の時間を使つて各担当の方から上げていただき、今年度はこういう成果でしたといふものについてはまとめてこういう機会に報告をしたいと思つています。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価等でもやっていることと、例えば全国学力・学習状況調査、全国平均何教科とか、そういうのを幾つか改めてやらなくても、あるもの幾つかありますよね。行政の方もあるかと思ふんですが、そういったものでやれるものはやっぱりやつて……
<ul style="list-style-type: none"> ・山田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度ごとに評価していくものといふことで、29年度の重点といふのを今年の4月にお示しましたので、それについては確実に年度末までには報告をしたいと思つています。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31年度にやつてみて結果がこうでした、31年度、32年度からまた見直すときに、やっぱりこういう取組をずっと3年間、4年間やつてきて、結果こうだったといふ。それこそ取組と成果両方から見るとより進捗状況が把握できて改善につがるのかなといふか、次の計画に生かせるのかな、こう思つたので。私、実は去年実情がわからない中でこの策定に参加させ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 山田管理主事 ・ 吉田学校教育課長 ・ 山田管理主事 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教 	<p>ていただいて、そのあたりが無責任な話もしてしまったかもしれない反省からこう言っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価、点検の方の…… ・ 総合教育会議の関係ですけど、1月中には開きたいと思っていますけども、本来だと市長の方から議案等が提案されるのが常なのですが、今回教育委員会からはこれまで学校統合計画の見直しということで、平成29年度中にお示しするという事になっていますので、それを議案として出したいと思います。あとは、どんな中身で出すかは、まだ市長とも協議しておりませんので、統合計画については早急に決めたいと思います。 ・ 1月のいつごろになりそうですか。 ・ 1月中には何とかやりたいと…。 ・ 開催時期にもよりますが、例えば29年度に学校教育課の方で掲げた重点について今年度はこういう数値だったと、どういう課題があるということを経済教育会議の場で広く皆さんにもご説明して課題を検討していただくということが本当はできているというのがいいと思います。先ほど申し上げました全項目についての評価でないのですが、今年度の重点についての評価は、全部そこまでに間に合うかという自信はないのですが、間に合わせられるものもあると。 ・ あと学校統合の絡みが出ていまして、実はあいかわ幼稚園と保育園を統合した、認定こども園の設置を計画していますが、委員会の方とか議会の方からは、とにかく相川地区の学校統合が遅々として進んでいないと。私の計画ですと、当然31年までの計画には子どもの数が3校全てはまらないということで説明してきました。ただし、33年以降になると確実に子どもの数はおさまります。ただ、40人学級に押し込めばいいかという問題がありますけれども、そのころになると3校の統合が可能になるので、一応は来年の1月ころにはそのぐらいの計画を立てて、その計画に基づいて説明の方には行きたいと考えています。あと全く行っていないのは新穂地区です。相川地区と新穂地区の小中学校統合については来年あたりから説明が必要かと考えています。また、中学校の統合については、まだ、小学校の統合からの継続的な課題等もありますので、また皆様方に1月の段階で示していきたいのですが、小学校の新穂と相川の統合については一定のいつまでに統合させたいということをご提案したいと思っています。9月議会で質問等がありました。相川はともかく、一旦七浦も金泉も延伸した経過がありますので。 ・ 点検、評価の方の見直しの件はどうなっていますか。2つが、点検、評価がごちゃ混ぜになっていると思うんで。 ・ 点検、評価については、まだ遅れておりますけど、28年度のもので、皆
---	--

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<p>様方に提案してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その点検、評価というのと、またこの評価というのと二重にあると非常に煩雑なので、我々としては一本化してやりたいということで今見直しをかけているところです。それは、年度中には間に合うのかな。 ・ 年度中になんとか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでよかったですでしょうか、佐藤委員。 ・ はい。 ・ 補佐さんにお答えいただきたいのですが、今年度当初に教育委員会規則定め、そこで議事録について明記しました。早期に作成するのだと。早期とはどのくらいの期間をいうんですかと聞いたら、3カ月ぐらいというめどを示していただいた。そう言っておきながら大変それとは違う結果になっている。今年の3月のものまでしか出ていない。もうすでに9カ月、全く音沙汰のない状態なので、精いっぱい努力をして、よろしくお願ひしたい。3カ月と言ったならばそのようにというのが1点。それから議会のテレビを見ていて、社会教育委員会の話が出てきましたが、どう対応されるのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育委員ですね。 ・ 委員会ないしは委員。 ・ 社会教育委員会。 ・ はい。 ・ 委員の会議につきましては、今まで公開に関する要綱でも公開するか非公開にするかということを経験の前に委員に諮ってそれを決定しなきゃならないのですが、それを前回の会議もやっておられません。なので、今回委員の方々全員に議事録といいますか、議事をとったものを見ていただいて、これでいいですかということを確認して、オーケーが出た段階でそれを一般に公表するというように考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の議事というのはどの議事のことですか。議会の議事。 ・ いや、社会教育委員の会議。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の会議を開いて、そこが今整理できていない。 ・ 社会教育委員の会議を今年10月4日に開催しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月4日 ・ はい。そのときの議事録を公開しないのかということ議員さんの方から話がありまして、公開するには佐渡市の公開に関する要綱があるので、その要綱には会議が始まる前に公開にするか非公開にするか、そこをまず決定しなきゃならないのです。その行為を今回やっていないのです。ですから、それを出すには各委員に、これ決定していませんけれども、この議事録をメモしたものを出してもいいですかという確認をして、それ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<p>をいいですよというのを受けて、それから要点筆記にするのか全文公開にするのかということも含めてそれを協議してもらおうという、それでよければ名前を消して、A委員、B委員と名前を消したものを今度一般、ホームページに公表するという作業になるかと思います。今まで教育委員会社会教育課で公表しているのは、図書館協議会だけです。以前図書館問題でいろいろありまして、そのときに公表しなさいということで一般市民の方々からあって、それについては公表していますが、今までそれ以外のものについては社会教育の、公運審とか、それからスポーツ推進審議会とか博物館協議会とか、たくさんの附属の委員会ありますが、実はその可否をとっていないということなので、これからの会議につきましてはその可否をとるということをしていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その10月の社会教育委員の会議では、社会教育施設の廃止については議題として話をしてありますか。 ・ してあります。 ・ してありますよね。 ・ あります。してありますが、公表については先ほど言いました、書き取っていないので、一旦委員の方々に確認をして、これでいいですかというのをしてから公表するという事で考えています。 ・ 議員さんから言ってくるのは、例えば先ほど佐藤さんから話ありましたように、スポーツ審議会というのがあります。そこで体育館のことについては、要は方向性を決めてあるわけです。これをまたじゃ社会教育委員の会議で、同じ社会教育だからって二重の審議会になっているわけです、実は、もし諮るとすれば、だから、彼らが言いたいのは矛盾を突きただけなのです。矛盾を突きただけ。実際我々はここで審議していますから、だから社会教育委員というのは、じゃそのスポーツ審議会の以外の部分を審議してもらえばいいことなので、二重で審議する必要はないというのが一つの我々の考えでもありますが。 ・ 私が伺うのは、今回は手順を踏んでいたということがはっきりすれば… ... ・ それは、この前の社会文教常任委員会でも私が言ったんですけども、平成27年11月に、先ほど教育長言われましたスポーツ推進審議会に教育委員会が諮問して答申が出ています。その答申には、新穂の体育館、それから真野の体育館、真野の武道館、この3つの体育施設については老朽化もしているんで、また今後維持管理がかかって巨額のお金がかかるので、この3施設は廃止をして、国中に全国大会が開ける、開催できる大きな体育館を建設すべきだという答申が出ています。それも私、社文の委員会では言いました。だから、先ほど教育長の言われた、そこで平成27年11月に出ているので、先ほど言った教育委員の会議にそれを本当に諮問して答申する必要があるかということになるので、それはどうなのかというところ
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>ろがありますが、もうそんな古い話なぜ出すんだと……。</p> <p>社会教育委員にしても、公民館の運営審議会にしても、我々の方から答申というか、我々の方に応えてください、または事業報告について意見を求めるということはあると思うんですが、こういうものを新しくつくりたいとか、こういう計画でいきたいというときにはそれなりの審議会をつくらないとだめだと我々は感じています。そういう形で整理できるね、今のはね。当然教育委員会は一番上ですから、その辺のところの判断をお願いをしたいと思います。教育委員会の決がないといけませんので。本当は議会は報告でいいのですが。予算案だけ市長の方から上がりますので、それについての賛否になるわけで、計画については教育委員会のもとで承認されればそれでオーケーということになるわけです。議会は報告です。お金については別です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいいですか。 ・ 発言なし ・ 最後の日程第9にいきます。 ・ 次回の教育委員会の開催日ですが、事務局の方から提案をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月29日、月曜日、30日、火曜日、この両日のいずれかをお願いしたいと思います。 ・ 【各教育委員の予定を聞いて調整した。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、29日午後1時半からということでご予定をお願いします。月曜日午後1時30分からということでもあります。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 【越前社会教育課長から、ジオパークの保存活用計画の課題と平スキー場のリニューアルオープンについて説明あり】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で平成29年第18回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後5時27分終了</p>